

資金移動業者の口座への賃金支払について①

労働基準法制における状況

- 令和5年4月1日より賃金における資金移動業者の口座への支払いを認める改正労働基準法施行規則が施行されたところ。
- 指定申請があった資金移動業者に係る審査の状況については、以下のような状況（令和6年1月19日点）。

| | |
|---------------------|---|
| 指定申請があった資金移動業者数（累計） | 4 |
| 審査中の資金移動業者数 | 4 |

- 現状、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者はない。

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）

Ⅱ 実施事項

3. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション分野>

(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

| No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 |
|-----|--------------------------------|--|--------------------|-------|
| 19 | 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現 | a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。 b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、 <u>制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。</u> | a：措置済み b：令和7年措置 | 厚生労働省 |

資金移動業者の口座への賃金支払について②

(参考条文・労働基準法施行規則 指定資金移動業者の指定要件関係)

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

(第7条の2第1項第3号)

三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。）第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業（以下単に「第二種資金移動業」という。）を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

イ 賃金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

ロ 破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。

ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2・3 略

第7条の3～第7条の8 略（指定資金移動業者の指定等の規定）

家内労働法制における今後の対応について①

資金移動業者の口座への支払いについて

(令和5年度家内労働等実態調査)

- 資金移動業者の口座への支払いによる工賃支払いを「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した割合は、
 - ・家内労働者：11.7%
 - ・委託者：5.6%
 - 他方、「希望しない」、「どちらかといえば希望しない」と回答した割合は
 - ・家内労働者：71.0%
 - ・委託者：70.0%
- となっている。

(労働基準法制の動向)

- 現在、指定申請があった資金移動業者について審査中。
- 令和7年に、資金移動業者の口座への賃金支払いに関して、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証が開始される予定。

(今後の進め方)

賃金における今後の動向並びに家内労働者及び委託者の希望を把握しつつ、引き続き検討。

家内労働法制における今後の対応について②

金融商品取引業者に対する預り金への払込みについて

(令和5年度家内労働等実態調査)

○金融商品取引業者に対する預り金への払込みによる工賃支払いを

「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した割合は、

- ・家内労働者： 1.4%
- ・委託者： 1.2%

他方、「希望しない」、「どちらかといえば希望しない」と回答した割合は

- ・家内労働者： 68.3%
- ・委託者： 72.3%

となっている。

(今後の進め方)

家内労働者及び委託者の希望を把握しつつ、引き続き検討。

参照条文①

(労働基準法、労働基準法施行規則)

労働基準法（昭和22年法律第49号）

(賃金の支払)

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 略

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

第7条の2 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

一 (略)

二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み

イ～ハ (略)

三 (略)

2・3 (略)

参照条文②

(家内労働法、家内労働法施行規則)

家内労働法（昭和45年法律第60号）

(工賃の支払)

第6条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 略

家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）

(工賃の支払)

第3条 工賃の支払は、委託者が家内労働者の同意を得た場合には、次の方法によることができる。

- 一 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に關し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付（いわゆる「郵便為替」）
- 二 銀行その他の金融機関に対する預金又は貯金への振込み。

労働基準法制と家内労働法制の比較

「賃金」と「工賃」との比較

| | 賃金（労働基準法制） | 工賃（家内労働法制） |
|----------------------------------|------------|---------------------|
| 法律 （支払いの原則） | 通貨 | 通貨 |
| | 直接 | — |
| | 全額 | 全額 |
| | 毎月1回以上 | 1ヶ月以内 |
| | 一定期日 | |
| | — | 支払：従事する場所 （努力義務） |
| 省令 （通貨払い原則の例外） | 預貯金口座 | 預貯金口座 |
| | 証券総合口座 | — |
| | 資金移動業者 | — |
| | — | 郵便為替証書 |
| 省令 （退職手当における通貨払い原則の例外） | 小切手 | — |
| | 郵便為替証書 | — |

家内労働における工賃支払の状況

家内労働等実態調査によると、工賃の支払場所としては「金融機関」が最も多く、次いで「自宅」となっている。

